

◎ ばいじんの排出基準

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

ただし、C:ばいじんの量 (g/m³N)
On:施設ごとの下表の値
Os:排ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)
Cs:JIS Z 8808に定める方法により測定されたばいじんの量 (g/m³N)

令 別表 第1	規則 別表 第2	施設名	規模 (万m ³ N/h)	排出基準値				
				施設の設置年月日				
				昭和57年5月31日以前		昭和57年6月1日以降		
				一般排出基準 (g/m ³ N)	On (%)	一般排出基準 (g/m ³ N)	特別排出基準 *3 (g/m ³ N)	On (%)
1	1	ガス専焼ボイラー	4以上 4未満	0.05 0.10	5 5	0.05 0.10	0.03 0.05	5 5
	2	重油専焼及びガス液体混ボイラー	20以上 4～20 1～4 1未満	0.07 0.18 0.25 0.30	4 4 4 Os	0.05 0.15 0.25 0.30	0.04 0.05 0.15 0.15	4 4 4 Os
	3	黒液燃焼ボイラー	20以上 4～20 4未満	0.20 0.35 0.35	Os Os Os	0.15 0.25 0.30	0.10 0.15 0.15	Os Os Os
	4	石炭燃焼ボイラー	20以上 4～20 4未満	0.15 0.25 0.35	6 6 6	0.10 0.20 0.30	0.05 0.10 0.15	6 6 6
	5	触媒再生塔附属ボイラー		0.30	4	0.20	0.15	4
	6	前各項に掲げるもの以外のボイラー (例：固体燃焼ボイラー)	4以上 4未満	0.30 0.40	Os Os	0.30 0.30	0.15 0.20	Os Os
	附	低品位炭燃焼ボイラー *1		0.45	6	—	—	—
		小型ボイラー		この項の基準は、下記別表1を参照してください。				
2	7	ガス発生炉		0.05	7	0.05	0.03	7
	8	加熱炉		0.10	7	0.10	0.03	7
3	9	焙焼炉	4以上 4未満	0.10 0.15	Os Os	0.10 0.15	0.05 0.10	Os Os
	10	フェロマンガ製造用焼結炉		0.20	Os	0.20	0.10	Os
	11	その他の焼結炉		0.15	Os	0.15	0.10	Os
	12	煅焼炉	4以上 4未満	0.25 0.30	Os Os	0.20 0.25	0.10 0.15	Os Os
4	13	溶鋳炉のうち高炉		0.05	Os	0.05	0.03	Os
	14	その他の溶鋳炉		0.15	Os	0.15	0.08	Os
	15	転炉 (燃焼型のもの)		0.10 0.13	Os Os	0.10 —	0.08 —	Os —
	16	平炉	4以上 4未満	0.10 0.20	Os Os	0.10 0.20	0.05 0.10	Os Os
5	17	金属溶解炉 (アルミニウムの地金若しくは合金の製造又は アルミニウムの再生の用に供する反射炉)	4以上 4未満 4未満	0.10 0.20 0.30	Os Os Os	0.10 0.20 —	0.05 0.10 —	Os Os —
	18	金属加熱炉	4以上 4未満	0.15 0.25	Os Os	0.10 0.20	0.08 0.10	Os Os
	19	石油加熱炉 (潤滑油の製造の用に供するもの)	4以上 4未満 1未満	0.10 0.15 0.18	6 6 6	0.10 0.15 —	0.05 0.08 —	6 6 —
8	20	触媒再生塔		0.30	6	0.20	0.15	6
8-2	21	硫黄回収燃焼炉		0.10	8	0.10	0.05	8

9	22	石灰焼成炉のうち土中釜		0.40	15	0.40	0.20	15
	23	その他の石灰焼成炉		0.30	15	0.30	0.15	15
	24	セメント製造用焼成炉		0.10	10	0.10	0.05	10
	25	耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉	4以上	0.10	18	0.10	0.05	18
			4未満	0.20	18	0.20	0.10	18
	26	その他の焼成炉	4以上	0.15	Os	0.15	0.08	Os
			4未満	0.25	Os	0.25	0.15	Os
	27	板ガラス又はガラス繊維製品の製造の用に供する溶融炉	4以上	0.10	15	0.10	0.05	15
4未満	0.15	15	0.15	0.08	15			
28	光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供する溶融炉	4以上	0.10	16	0.10	0.05	16	
		4未満	0.30	16	0.15	0.08	16	
29	その他の溶融炉	4以上	0.10	15	0.10	0.05	15	
		4未満	0.20	15	0.20	0.10	15	
10	30	反応炉及び直火炉	4以上	0.15	Os	0.15	0.08	Os
		4未満	0.20	Os	0.20	0.10	Os	
		(活性炭の製造の用に供する反応炉)	1未満	0.30	Os	0.20	0.15	Os
11	31	骨材乾燥炉	2以上	0.50	16	0.50	0.20	16
		2未満	0.60	16	0.50	0.20	16	
		(のうち直接熱風乾燥炉)	↑	↑	Os	↑	↑	Os
	32	その他の乾燥炉	4以上	0.15	16	0.15	0.08	16
4～1			0.30	16	0.20	0.10	16	
1未満			0.35	16	0.20	0.10	16	
(のうち直接熱風乾燥炉)			↑	↑	Os	↑	↑	Os
12	33	珪素含有量が40%以上の合金鉄の製造の用に供する電気炉		0.20	Os	0.20	0.10	Os
	34	珪素含有量が40%未満の合金鉄及びカーバイドの製造の用に供する電気炉		0.15	Os	0.15	0.08	Os
	35	その他の電気炉		0.10	Os	0.10	0.05	Os
13	36	廃棄物焼却炉	この項の基準は、下記別表2を参照してください。					
14	38	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙焼炉	4以上	0.10	Os	0.10	0.05	Os
			4未満	0.15	Os	0.15	0.08	Os
	39	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焼結炉		0.15	Os	0.15	0.10	Os
	40	銅、鉛又は亜鉛の精錬用溶鋳炉		0.15	Os	0.15	0.08	Os
	41	銅、鉛又は亜鉛の精錬用転炉		0.15	Os	0.15	0.08	Os
	42	銅、鉛又は亜鉛の精錬用溶解炉	4以上	0.10	Os	0.10	0.05	Os
			1～4	0.20	Os	0.20	0.10	Os
			1未満	0.30	Os	0.20	0.10	Os
43	銅、鉛又は亜鉛の精錬用気流搬送型乾燥炉 (のうち直接熱風乾燥炉)	4以上	0.18	16	0.15	0.08	16	
		4未満			0.20	0.10	16	
		↑	↑	Os	↑	↑	Os	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用乾燥炉 (のうち直接熱風乾燥炉)	4以上	0.18	16	0.15	0.08	16	
		4未満	0.30	16	0.20	0.10	16	
		↑	↑	Os	↑	↑	Os	
18	44	活性炭製造用反応炉		0.30	6	0.30	0.15	6
20	45	アルミニウム精錬用電解炉		0.05	Os	0.05	0.03	Os
21	46	リン等製造用焼成炉		0.15	15	0.15	0.08	15
	47	リン等製造用溶解炉		0.20	Os	0.20	0.10	Os
23	48	トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉 (のうち直接熱風乾燥炉)		0.10	16	0.10	0.06	16
	49	トリポリリン酸ナトリウム製造用溶解炉		↑	Os	↑	↑	Os
24	50	鉛の二次精錬用溶解炉	4以上	0.10	Os	0.10	0.05	Os
		4未満	0.20	Os	0.20	0.10	Os	
25	51	鉛蓄電池製造用溶解炉	4以上	0.10	Os	0.10	0.05	Os
		4未満	0.15	Os	0.15	0.08	Os	
26	52	鉛系顔料製造用溶解炉	4以上	0.10	Os	0.10	0.05	Os
		4未満	0.15	Os	0.15	0.08	Os	
	53	鉛系顔料製造用反射炉		0.10	Os	0.10	0.05	Os
	54	鉛系顔料製造用反応炉 (硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。)		0.05	6	0.05	0.03	6

		(のうち鉛酸化物の製造の用に供するもの)		↑	Os	↑	↑	Os
28	55	コークス炉 (のうち熱源として電気を使用するもの)		0.15 ↑	7 Os	0.15 ↑	0.10 ↑	7 Os
29	56	ガスタービン *2	燃料の燃焼 能力が重油 換算50L/h以 上	0.05	16	0.05	0.04	16
30	57	ディーゼル機関 *2		0.10	13	0.10	0.08	13
31	58	ガス機関 *2	燃料の燃焼 能力が重油 換算35L/h以 上	0.05	0	0.05	0.04	0
32	59	ガソリン機関 *2		0.05	0	0.05	0.04	0

*1 昭和57年6月1日以後平成7年7月2日までの間、発熱量20930.25 kJ/kg以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、平成7年7月3日以後、発熱量23023.275kJ/kg以下の石炭のみを燃焼させるものに限ります。

*2 非常用施設については、当分の間適用しません。

*3 特別排出基準の適用する地域は別表3のとおりです。

別表1 小型ボイラーのばいじん排出基準

令 別表 第1	規則 別表 第2	施設名	規模 (万m³N/h)	施設の設置年月日							
				昭和60年9月9日以前		昭和60年9月10日～平成2年9月9日			平成2年9月10日以降		
				一般排出基準 (g/m³N)	On (%)	一般排出基準 (g/m³N)	特別排出基準 *3 (g/m³N)	On (%)	一般排出基準 (g/m³N)	特別排出基準 *3 (g/m³N)	On (%)
1		小型ボイラー *4 (伝熱面積が10m²未満で燃焼能力が重油換算50L/h以上)		—	—	0.50	0.30	種類別の On	種類別の最小規模への 適用基準		種類別の On

*3 特別排出基準の適用する地域は別表3のとおりです。
*4 ガス、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油)を使用する施設については、当分の間適用しません。

別表2 廃棄物焼却炉のばいじん排出基準

令 別表 第1	規則 別表 第2	施設名	焼却能力 (t/h)	施設の設置年月日				
				平成10年6月30日以前		平成10年7月1日以降		
				一般排出基準 (g/m³N)	On (%)	一般排出基準 (g/m³N)	特別排出基準 *3 (g/m³N)	On (%)
13	36	廃棄物焼却炉	4以上	0.08	12	0.04	0.04	12
			2～4	0.15	12	0.08	0.08	12
			2未満	0.25	12	0.15	0.15	12

*3 特別排出基準の適用する地域は別表3のとおりです。

別表3 特別排出基準の適用地域

ばいじん係る特別排出基準適用地域 (9地域)
東京都特別区
横浜, 川崎, 横須賀(神奈川)
名古屋等(愛知)
四日市等(三重)
大阪, 堺等
尼崎(兵庫)
倉敷(岡山)
北九州(福岡)
大牟田(福岡)